

平成16年第6回藤岡市議会臨時会会議録（第1号）

平成16年10月19日（火曜日）

議事日程 第1号

平成16年10月19日（火曜日）午前10時開議

第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 市長発言

第4 議会運営委員会経過報告

第5 議案第72号 藤岡市住民投票条例の制定について

直接請求に係る意見陳述の日時等について（議案第72号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（23名）

| | | | |
|-----|----------|-----|----------|
| 1番 | 安田 肇 君 | 2番 | 橋本 新一 君 |
| 3番 | 串田 武 君 | 4番 | 湯井 廣志 君 |
| 5番 | 斉藤 千枝子 君 | 6番 | 三好 徹明 君 |
| 7番 | 反町 清 君 | 8番 | 佐藤 淳 君 |
| 9番 | 茂木 光雄 君 | 10番 | 松本 啓太郎 君 |
| 11番 | 片山 喜博 君 | 12番 | 冬木 一俊 君 |
| 14番 | 神田 省明 君 | 15番 | 木村 喜徳 君 |
| 16番 | 針谷 賢一 君 | 17番 | 青柳 正敏 君 |
| 18番 | 坂本 忠幸 君 | 19番 | 塩原 吉三 君 |
| 20番 | 清水 保三 君 | 21番 | 隅田川 徳一 君 |
| 22番 | 大戸 敏子 君 | 23番 | 吉田 達哉 君 |
| 24番 | 久保 信夫 君 | | |

欠席議員 なし

説明のため出席した者

| | | | |
|--------|---------|--------|---------|
| 市長 | 新井 利明 君 | 助役 | 関口 敏 君 |
| 収入役 | 堀越 清 君 | 教育長 | 岡田 要 君 |
| 企画部長 | 茂木 政美 君 | 総務部長 | 金井 秀樹 君 |
| 市民環境部長 | 有我 亘弘 君 | 健康福祉部長 | 吉澤 冬充 君 |
| 経済部長 | 荻野 廣男 君 | 都市建設部長 | 須川 良一 君 |
| 上下水道部長 | 三木 篤 君 | 教育部長 | 水越 清 君 |
| 監査委員 | | | |
| | 齋藤 稔一 君 | | |
| 事務局長 | | | |

議会事務局職員出席者

| | | | |
|-------|-------|---------|------|
| 事務局長 | 高橋 寛 | 参事兼議事課長 | 田島 均 |
| 課長補佐兼 | | | |
| | 山形 常雄 | | |
| 議事係長 | | | |

開 会 の あ い さ つ

議 長（佐藤 淳君） 開会前の貴重な時間でございますが、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、平成16年第6回藤岡市議会臨時会が招集になりましたが、議員各位には公私とも極めてご多忙中、全員に近いご出席をいただきまして開会できますことを厚く御礼申し上げます。

今期臨時会に提案されます案件は議案1件でございます。市民生活に直接関係あるものでございますので、慎重にご審議いただきまして、議会としての意思決定をお願い申し上げる次第でございます。

なお、議事運営につきましては、まことに不慣れな私でございますが、何とぞ議員各位の格別なるご指導、ご鞭撻を賜りまして円滑な議事運営が図れますようお願い申し上げます。まことに簡単でございますが、あいさつとさせていただきます。

開 会 及 び 開 議

午前10時開議

議 長（佐藤 淳君） 出席議員定数に達しましたので、議会は成立いたします。

ただいまから平成16年第6回藤岡市議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

報告いたします。塩原吉三君から、平成16年10月19日付で、一身上の都合のため本日の会議に遅刻する旨の届出が議長宛に提出されておりますので、ご報告いたします。

第1 会期の決定

議 長（佐藤 淳君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日から10月21日までの3日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（佐藤 淳君） ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日から10月21日までの3日間と決定いたしました。

第2 会議録署名議員の指名

議 長（佐藤 淳君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、議長において9番茂木光雄君、10番松本啓太郎君、11番片山喜博君を指名いたします。

第3 市長発言

議長（佐藤 淳君） 日程第3、市長発言であります。市長の登壇を願います。

（市長 新井利明君登壇）

市長（新井利明君） 平成16年第6回藤岡市議会臨時会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては公私ともご多忙のところご出席をいただきまして、心より御礼を申し上げます。

さて、現在、国は社会経済状況の大きな変化を受けて、郵政民営化をはじめとした構造改革を積極的に進めており、その一環として地方への権限移譲を中心とした地方分権を推進しております。本市としても地方分権に対応し得る新しい行政システムを構築するため、予算配分の見直しによる事業の重点化・効率化、職員数の削減、事務事業の見直しや民間委託の導入などの行財政改革に積極的に取り組んできたところでございます。しかし、単自治体による行財政改革も限界があり、国と地方による三位一体改革の全体像がいま一つ明らかにならない中、新しい地方分権型社会を構築していく上で市町村合併は必要なことと考えております。

当市の合併は、紆余曲折はありましたが、本年7月21日、議会議決をいただき、地理的・歴史的・経済的に結びつきが深い鬼石町との法定合併協議会を同日発足させました。その後3回の協議会を開催し、新市の名称は藤岡市、事務所の所在地は現在の藤岡市役所とするなど、新市建設計画の策定や各種事務事業の調整を行っているところでございます。また、平成17年3月末日までに合併の知事申請を行い、合併特例法期限内の合併を行うことにより、財政支援措置や特例措置を活用することができます。これら有利な条件を活用しながら、多野藤岡地域の中心都市としての自覚を、そして誇りを持ち、地方分権型社会に対応したまちづくりを進めていきたいと思っております。議員各位のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

本会議に提案申し上げましたのは、藤岡市住民投票条例の制定についての議案1件であります。慎重な審議をお願い申し上げまして、開会のあいさつとさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

第4 議会運営委員会経過報告

議長（佐藤 淳君） 日程第4、議会運営委員会経過報告であります。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。委員長反町清君の登壇を願います。

（議会運営委員会委員長 反町 清君登壇）

議会運営委員会委員長（反町 清君） ご指名を受けましたので、議会運営委員会の経過につきまして報告申し上げます。

議会運営委員会は、議長の要請により10月15日、委員会を開催し、本日招集となりました平成16年第6回市議会臨時会の運営について協議したのであります。協議に先立ちまして市長及び担当部長から提出議案に対する概要説明を受けた後、議案の取り扱い方法、日程、会期等について協議したのであります。

議案の取り扱いにつきましては、今回提案されますものは議案1件であります。日程に従い、日程第5、議案第72号につきましては単独上程、提案理由の説明、質疑の後、全員をもって構成する特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

次に、会期について申し上げます。会期につきましては、先ほど議長からお諮りして決定いたしましたとおり、10月19日から10月21日までの3日間と決定いたしました。

次に、審議日程について申し上げます。本日はこれより議事日程に従い議事を進め、議案の委員会付託まで行い、10月20日に本会議を開き、議案に関する直接請求代表者に意見を述べる機会を与え、本会議を散会した後、特別委員会を開催し、付託議案の審査を願います。10月21日は本会議を開いて、議案に対する委員長報告を願った後、質疑を省略し、討論、採決して臨時会を閉会と決定いたしました。

次に、委員会の日程について申し上げます。10月20日、本会議散会后、特別委員会を第1委員会室で開催することに決定いたしました。

以上をもちまして議会運営委員会の経過について報告を終わります。

議長（佐藤 淳君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

ただいま報告のありましたとおり今後の議事運営を行いますので、ご了承願います。

第5 議案第72号 藤岡市住民投票条例の制定について

直接請求に係る意見陳述の日時等について（議案第72号）

議長（佐藤 淳君） 日程第5、議案第72号藤岡市住民投票条例の制定について及び本案に係ります直接請求に係る意見陳述の日時等についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。助役の登壇を願います。

（助役 関口 敏君登壇）

助役（関口 敏君） 議案第72号藤岡市住民投票条例の制定について、提案理由及び議案の内容についてご説明申し上げます。

提案理由であります。平成16年10月8日、地方自治法第74条第1項の規定により、請求代表者白岩政明氏から提出された藤岡市住民投票条例制定の直接請求を受理したので、同条第3項の規定により、市長の意見をつけて議会に付議するものであります。なお、請求の要旨については7ページの議案第72号参考資料のとおりであります。

次に、提出された条例の案についてであります。概要のみ説明申し上げます。第1条、

この条例は地方自治の本旨に基づき、藤岡市の合併の是非、合併する場合にあっては、その相手市町村を住民の意思で決定するため住民投票を実施し、もって現在及び将来の藤岡市民の福祉増進に寄与することを目的とする。

第2条、前条の目的を達成するため、藤岡市の市町村合併の決定については、合併調印の前に「合併の是非」と「相手市町村は高崎市か鬼石町か」の、1回の住民投票で2種類の投票を実施する。

第3条については、「住民投票の執行」についての規定であります。第4条第1項、住民投票の期日（以下「投票日」という。）は、この条例の施行日から30日以内の日曜日で選管が定めた日に実施する。

第4条第2項、選管は投票日の14日前までに投票日を告示するものとする。第4条第3項、市長は、この投票日以前に市町村合併協定を他の市町村とは調印しないよう努めるものとする。

第5条、住民投票における投票の資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は、投票日において藤岡市に住所を有する年齢満20歳以上の者で、前条第2項の告示日の前日において藤岡市議会議員の選挙権を有する者とする。

第6条については、「投票資格者名簿」についての規定であります。

第7条第1項、住民投票は1人1票の秘密投票とし、1回目の投票は、合併に賛成か反対かの投票とし、2回目の投票は、合併の相手は高崎市か鬼石町かの投票とする。なお、1回目で合併反対の人も2回目の投票の権利を有する。第7条第2項、投票資格者は、合併に賛成のときは賛成欄に、反対のときは反対欄にそれぞれ丸印を付し、投票箱に投函するものとする。第7条第3項、合併の組み合わせの投票は、高崎市との合併に賛成の人は「高崎市」の、鬼石町との合併に賛成の人は「鬼石町」の欄にそれぞれ丸印を付し、投票箱に投函するものとする。

第8条については、「投票所における投票」についての規定であります。第9条については、「不在者投票等」についての規定であります。第10条については、「投票の効力」についての規定であります。第11条については、「無効投票」についての規定であります。第12条については、「投票運動」についての規定であります。第13条については、「投票及び開票」についての規定であります。第14条については、「結果の告示」についての規定であります。第15条、市長・議会その他の執行機関は住民投票の結果を最大限に尊重し、合併の事務に対応しなければならない。第16条、この条例に定めるほか、住民投票に関し必要な事項は選管が定める。以上が条例の案についての概要であります。

続きまして、5ページ、6ページをごらんいただきたいと思います。地方自治法第74条第3項の規定による本条例案に対する市長の意見であります。朗読することにより説明

にかえさせていただきます。

意見。地方自治は、「住民自治」と「団体自治」の2つの考え方が相補いながら共存し、両者が完全な意味で統合されることで初めて達成されるものであると考えられています。このうち「住民自治」は、地方の政治や行政について、できるだけ広い範囲で住民の参与の機会を認め、住民自身の手で、住民自身の責任においてその運営を行うということであり、こうした住民自治の要請に基づき、憲法や地方自治法は間接民主主義を原則とする一方、直接民主主義を補完的に採用しているものです。そして、これを制度として保障したものが、住民による直接請求制度であります。したがって、この制度の重要性については認識しているものであります。今回の直接請求は「藤岡市住民投票条例」の制定についてであります。この条例の要旨については、藤岡市の合併につき「合併の是非」及び「合併の枠組み」を住民の意思で決定するため住民投票を実施するという内容であります。しかし、以下の理由で本条例の制定には賛成することができません。

1、本旨の合併については、地理的・歴史的・経済的に結びつきが深い多野藤岡地域の枠組みと合併特例法適用期限内の合併を目指して取り組んでまいりました。藤岡市議会におかれましては、平成13年12月に「藤岡市合併調査特別委員会」が発足し、調査研究を続けてきたところであります。その間、平成13年11月から平成14年1月、平成15年2月から4月にかけて、「広報ふじおか」に合併記事を連続掲載し、また随時掲載してきたところであります。さらに、各種団体や地域住民を対象に説明会の開催や出前講座を利用していただき、市民に合併情報を提供してきたところであります。1市3町の合併を目指すという議員の多数の合意が得られ、なおかつ新町・鬼石町・吉井町に任意合併協議会への参加を呼びかけていたときに、高崎市からの合併の申し入れを断ったことは、呼びかけ人としては適切な判断であったと思っております。本年6月4日、鬼石町長よりの「1市1町での、合併の方式にとらわれない合併協議を進めていただきたい。」という申し入れを了承し、本年7月に、法定期限内の合併を目指し、藤岡市・鬼石町合併協議会を議会の議決を経て発足させたものであります。これは多野藤岡地域の枠組みと法定期限内の合併という基本を堅持したものであります。したがって、合併に対する市長及び議会の意思決定については、市民アンケートや各種説明会の状況などを勘案すれば、市民に理解が得られているものと思っております。

以上のことから、合併に対する住民投票を行う必要はないと考えております。また、県内では、編入合併において、受け入れる側の自治体で、このような住民投票条例制定請求が出されているところはありません。

2、条例案については幾つかの問題点があります。例えば第4条第1項、「選管が定めた日に実施する。」同条第2項、「選管は、投票日の14日前までに、投票日を告示する。」

第16条、「この条例に定めるほか、住民投票に関し必要な事項は、選管が定める」とあります。しかし、これらの事項は、選挙管理委員会が委任を受けて行う事項ではなく、委任をすることができない基本的事項であると思われます。この条例案の第3条にあるとおり、「住民投票は藤岡市長が執行する」ものであります。なお、その他の問題点及びこの条例案中の字句等については、意見を省略いたします。

以上のとおり、今回請求のありました条例制定につきましては賛成できないものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（佐藤 淳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

冬木一俊君。

- 1 2 番（冬木一俊君） 議案第72号藤岡市住民投票条例の制定について、ただいま議会に議案が付議されたわけでございますので、この議案については委員会に付託の予定と聞いておりますので、執行部に対する質問の機会は、本会議場では今しかありませんので、質疑を行います。

ただいま付議された条例案は、市町村合併という藤岡市始まって以来の重要な案件について、市民の市民による市民のための合併を実現しようとする、市民の請求であります。藤岡市においては、今、鬼石町との合併が進められておりますが、そのことは、請求の趣旨にもあるとおり市民の意思・総意は反映されておられません。なぜなら、市民が合併への意思を法的に表明できるのは、通常では選挙しかないからであります。また、それは市長と議会がその権限と責任を持っているからであります。しかし、2002年の市長選挙、2003年の議会議員選挙では、合併の枠組みはもちろん、合併の是非さえ公約に掲げて論議をされておられません。だから、合併については市長も議会も市民の意思を反映していないと思う一人でございます。今回の条例請求は、このことからしても本旨は間違っていない、請求のとおりだというふうに考える一人であります。

しかし、市長は、ただいま議会に申し上げましたように、意見書の中で市民の理解が得られたとして条例制定に反対の意見を表明いたしました。そして、形ばかりの2,000人アンケートを行いました。それは、鬼石町との合併もやむを得ないという誘導質問を入れても、2,000人の40%しか賛成がありません。こんなことで市民の理解が得られたのですか。市長、それが民主主義ですか。市長、あなたはなぜ住民投票で市民の意見を聞かないのか。私には全く理解できません。市民の意思をなぜ恐れているのですか。市民が投票で鬼石町との合併を希望するなら、私は反対いたしません。市民を無視した合併、民主主義の否定を市民も私も許しません。住民投票をしないのは、投票すれば反対が多い

ので民意を恐れているのではないかと市民は言っています。市民が鬼石町との合併に賛成と自信があるなら、堂々と市民の真意を問うべきではないですか。もう一度、助役ではなく市長に反対の理由の説明を伺います。合併という重大な政策にかかわることですので、助役・職員ではなく市長の答弁を要求して質問とさせていただきます。

議長（佐藤 淳君） 市長。

（市長 新井利明君登壇）

市長（新井利明君） 議員ご指摘のことですが、私も民主主義を否定するつもりはございません。長い時間をかけて、合併問題調査特別委員会の中で、そしてまた議会の中で議論してきた、この合併問題について、住民の皆さんに対する説明も十分していかなければならないということで、説明会をやってまいりました。そして、説明会の中でいろいろなご意見も伺いました。ご意見を伺うと同時に私の考えも発表させていただきました。そこで、その説明会に来ていただいた皆さんの大勢の方たちに、合併に対する考え方・趣旨、そういったものをご理解いただいたというふうに私は認識しております。ですから、住民投票をして合併をするのではなくて、議会の皆さんとしっかり議論した中で、この藤岡市の将来を考えていこうということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（佐藤 淳君） 冬木一俊君。

1 2 番（冬木一俊君） ただいま市長の方から反対の理由というか、意見というか、答弁をいただきましたけれども、冒頭の開会のときに、市長は、1市3町が崩れて、いろいろ紆余曲折はあったけれども、鬼石町との合併を決意したというふうに申しましたよね。そういった中、常々委員会とか議会に言っているように、鬼石町長の強い申し入れ・意思により合併方式にはとられないので合併を決断しました、そういった旨の話をしているわけでございます。鬼石町の町長から言われたから私は決断しました、そういうふうにとらざるを得ない。そういったことを市民は感じているのではなからうかというふうに私は思います。市長は、就任以来2年経ちましたが、市民一人一人の声を反映し市政に生かす、今こそチャンスなのではないですか。一人一人の意見を聞けますよ。なぜそういうことを否定するのですか。

意見書についてお伺いいたしますが、この無作為の市民アンケート、無作為でやられましたよね。なぜ無作為の2,200人のアンケートではなくて、あえて区長会からもアンケートをとったのか。アンケートで十分という答えでございますので、答弁を願います。区長会に聞くということは、少なくとも無作為アンケートとは全然違うものだというふうに考える一人でございます。それを一点、まずお聞かせください。

それと、県内では、編入合併において受け入れる側の自治体でこのような住民投票条例

制定請求書が出されているところはありませんという意見書の文でございますが、藤岡市としては、住民が必要だからこういった請求が出てくるのではないですか。ほかの市町村が出ていないから藤岡市もこの住民投票はしません。対等合併であろうが、吸収合併であろうが、市長が合併を進めていることには変わりない。対等だからやります、吸収だからやりません、そういった法律があるのですか。あるのだしたら、この場で示していただきたいと思います。

以上、2回目の質問とさせていただきます。

議長（佐藤 淳君） 企画部長。

（企画部長 茂木政美君登壇）

企画部長（茂木政美君） アンケートのことにつきましてお答えをさせていただきます。

無作為の2,000人市民アンケートに対して、なぜ区長からアンケートを徴集したのか、そういったご質問でございますが、私の方も無作為の2,000人、それに対して地域から出ている区長のご意見も参考として聞くことが大事ではないか、そういった意味合いの中でアンケートをとらせていただきました。

以上です。

議長（佐藤 淳君） 総務部長。

（総務部長 金井秀樹君登壇）

総務部長（金井秀樹君） お答えいたします。

県内では、調べてみましたら長提案で住民投票を行った事例がございました。したがって、直接請求による前例がないということで付議させていただきました。

以上です。

（「議長、休憩」の声あり）

議長（佐藤 淳君） 暫時休憩いたします。

午前10時34分休憩

午前10時35分再開

議長（佐藤 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（佐藤 淳君） 総務部長。

（総務部長 金井秀樹君登壇）

総務部長（金井秀樹君） 失礼いたしました。法律的には、根拠はございません。

議長（佐藤 淳君） 冬木一俊君。

12番（冬木一俊君） 本会議場内ですので、3回目ですので最後の質問ということになると思う

のですけれども、先ほど企画部長の方から答弁をいただきました。区長は区民の代表だから、そういった意味に私はとりましたけれども、区長にとるのであれば区民にとっても同じ答えが出るのではないですか。そういったことなのですか。

それと、市長の方は紆余曲折があったというふうに言っているのだから、1市3町が崩れた時点で、議会側から賛成多数で合併問題調査特別委員会で提案がありました全戸アンケートをしなかったから、市民の方も直接請求ということになったのではないですか。その点について市長はどういうふうに感じているか、見解をお願いします。

それと、意見書の中で、2番ということで「条例案については幾つかの問題点があります。」というふうに議案書に添付されているわけなのですから、これは例えば「第4条第1項、選管が定めた日に実施する。同条第2項、選管は投票日の14日前までに投票日を告示する。第16条、この条例に定めるほか、住民投票に関し必要な事項は選管が定めるとあります。しかし、これらの事項は選挙管理委員会が委任を受けて行う事項ではなく、委任をすることができない基本的事項であると思われま。この条例案の第3条にあるとおり、住民投票は藤岡市長が執行するものであります。」というふうに問題点として掲げておりますが、これは、これからこの条例案を可決するに当たって、議会あるいは執行部の方で十分訂正できる箇所だというふうに私は考えておりますが、その点について執行側の見解を伺います。

それと、あくまでもこの住民投票条例というのは、合併する前にもう一回合併の是非、合併をするのなら鬼石町か高崎市か、そういう選択肢の中で住民投票をするわけでございますので、近隣の市町村で言えば吉井町がやった住民投票とまるっきり同じだというふうに私は思いますが、そのようなことでもいいのかお聞かせ願いたいと思います。住民投票をさせるか、させないかの議案であって、文字がどうのこうの、この問題点があるから、この藤岡市住民投票条例(案)がだめなのかどうか、市長の見解を伺いまして、長くなりましたが、私の3回目の質問とさせていただきます。明快な答弁を要求いたします。

議長(佐藤 淳君) 企画部長。

企画部長(茂木政美君) 最初に、アンケートのことにつきましてお答えをさせていただきます。

議員ご案内のとおり、アンケートのサンプル数につきましては、埼玉県の統計課、そういったところによるもので、約1,000通から1,200通あれば、調査結果の誤差が3%以内におさめられる、こういうことが出ております。そういった意味合いの中で、市といたしましても2,000人、回収率が50%、そういったことで2,000人のアンケートをとらせていただいたわけでございます。区長会等につきましては、区長のご意見を参考にお聞きすることがよろしいかということでとらせていただいたものでございます。

以上でございます。

議長（佐藤 淳君） 総務部長。

総務部長（金井秀樹君） お答えいたします。

意見の中で述べた、選管に関する関係につきましては、議会では修正が可能だというふうに理解しております。それから、住民投票につきましては吉井町とほぼ同じ状況になるかと思えます。

以上です。

議長（佐藤 淳君） 市長。

市長（新井利明君） 条例案の文字によって住民投票に賛成なのか、反対なのかということですが、私は、意見書でも述べておりますとおり、住民投票をしないで今のアンケートやら、そしてまた議会の皆さんと長い時間をかけて議論してきた、こういったもので合併協議に入ったわけでございます。そのことで、文章で住民投票に反対ということではありません。基本的に議会の皆さんと今まで議論してきたということを意見書でも述べておるわけでございます。

議長（佐藤 淳君） 他に質疑はありませんか。

木村喜徳君。

1 5 番（木村喜徳君） 本案件につきまして何点かの質疑をさせていただきます。

この住民の直接請求につきまして、市長の意見の方で、この制度についての重要性は認識しているということがあります。その中で、ずっと文が下っていきますと、本条例の制定には賛成することができませんということは、反対ということですよ。この言い回しなのですけれども、何で反対というはっきりした文の作り方になっていないか。これを1点、まず市長の方に答弁願います。

2点目は、アンケートとかいろいろなことをやっていますけれども、これはどのくらいの回数、7月の臨時議会等で私は数を確認しているのですけれども、それ以降、増えたことがありましたら、トータルで説明会の回数と人数をもう一度お願いいたします。

3点目ですけれども、5,600人余の署名が提出されているわけですけれども、この署名の重さを市長はどのように感じているか、お願いします。この5,600人の署名は市民の声だと思っておりますか。

もう一点、市長は常々市民の声を市政に反映するという言葉を使っているのですけれども、これを市長は選挙に出られるときに市民に公約してありますか、していませんか。これを確認させてください。

以上、5点ほど質問します。

議長（佐藤 淳君） 総務部長。

（総務部長 金井秀樹君登壇）

総務部長（金井秀樹君） 賛成することができません……。

（木村議員より「市長に答弁を願ったのだ。」と
発言あり）

その前に解釈上のことだけを私から、よろしいでしょうか。いろいろな前例等を見まして、こういう表現がかなり多かったものですから、使いました。ですから、趣旨については、反対という趣旨でございます。

議長（佐藤 淳君） 企画部長。

（企画部長 茂木政美君登壇）

企画部長（茂木政美君） お答えをいたします。

今までの説明会等につきましては、議員ご案内のとおり、各地区の説明会をやってきました。それで、今まで特に出前講座的なもので説明を行っておりますが、その回数と参加人員をお話しさせていただきます。出前講座の回数は14回開催いたしまして、参加人数は503人の状況でございます。

次に、アンケートのことにつきましてお答えをさせていただきます。アンケートの結果につきましては、無作為の抽出ということで2,200人に送付いたしまして、回答者数は891人ございまして、回収率は40.5%でございます。内容的には、長くなりまじけれども、藤岡市と鬼石町の合併についての考え方の割合は、「合併を進める必要がある」と答えた人が……。

（木村議員より「それは聞いていない。」と発言
あり）

そういった関係でございます。トータル的にはアンケートの中身、うち合併に賛成の人の割合と、行政の判断に任せるという人を合わせますと676人、76%の方が合併に賛成、そういったアンケートの結果でございます。

以上です。

議長（佐藤 淳君） 市長。

（市長 新井利明君登壇）

市長（新井利明君） この住民投票条例制定請求、5,000人以上の署名が集まっております。

このことにつきましては、藤岡市の合併について住民の皆さんが関心を持っている、積極的に意見を表明する場を求めていることは十分わかります。ですから、この5,000人以上の重み、そういうことがありましたので、私は反対という言葉を使わずに、賛成することができないという言葉を使ったわけでございます。そして、公約の中で合併についてどううたっていたのかということでございますが、選挙公約では「合併問題は市民の意思を尊重しながら、意欲を持って取り組みます。」というふうにしてきておりました。この「市

民の意思を尊重し」という中で、議会、そしてまた住民説明会の中でも一方的に説明するのではなくて、市民の皆さんの意見を十分聞く時間をとって進めてきたということでございます。ご理解をいただきたいと思います。

議長（佐藤 淳君） 暫時休憩いたします。

午前10時47分休憩

午前10時48分再開

議長（佐藤 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（佐藤 淳君） 木村喜徳君。

- 15番（木村喜徳君） 市民の声だと思っている、住民は非常に関心を持っている、それは当然なわけですよ。藤岡市にとって、これは最重要課題の一つですから、市長もそのようにはっきり言っています。先ほど議員からも質問があったのですけれども、市長は市民の声を聞きながらやっていくということですね。市長が就任しまして、私は議長のときですので、はっきり覚えているのですけれども、市長は最初の議会の中でこのように発言しています。「私は、これからの市政運営に当たり、公平・清潔・親切で開かれた市政と、市民の声を反映した市政の推進を基本に取り組んでいきたいと考えており、何よりも藤岡市の将来は市民の声を聞くことがすべてと考えております。」これが我々議員に向かっての第一声なのです。まさに合併というのは藤岡市の将来ですよ。50年前に1回合併があっただけなのです。50年経って、また社会状況が変わった中で大きな変革をしようとしている、このときに市民の声を聞かなかつたら、あなたはここで何を言っているのですか。議会に向かって嘘を言っているのですか。そうではないですか。この言葉に対して、今どう思っているのか、しっかりご返事を願います。

もう一点、いろいろなアンケートやら市民の意見を聞きながら合併を進めているのだと言いますが、先ほど十分に意見を伺った中で決断をしたり、議会の意見を参考にしたりということを行っていますけれども、十分というのは、どのくらいの数の市民が納得したら十分なのか。つまり、説明会に出席したり、そういうことですよ。どのくらいの人たちが合併について参加をしてきたら十分なのか、その数字を教えてください。

議長（佐藤 淳君） 市長。

市長（新井利明君） 藤岡市の将来は住民の意見を聞くということで私も申し上げました。この住民の意見を聞くというのは、住民投票で全員、この議員ご指摘の趣旨は私もよく理解できるつもりです。ただ、この住民投票に賛成できませんと意見でも述べておりますとおり、私はこの合併問題について、住民の皆さんとの説明会ばかりではありません。いろいろな

場面で住民の皆さんの意見を聞いて、そして、なお議会・合併問題調査特別委員会、こう
いう中で議論を重ねながら今日の合併協議に至っている。そういう意味では、住民の意見
を聞きながら進めているというふうに自分なりに解釈しております。

市民の数がどのくらいあれば十分かということでございますが、数ではない。何回も出
ていって、住民の説明会をやったり、団体説明会をやったり、そういうことを進めてまい
りました。その中で、合併について聞きたい、質問したいという人たちは、この説明会等々
に出てきていただいたというふうに理解しております。

議 長（佐藤 淳君） 木村喜徳君。

1 5 番（木村喜徳君） 市長は就任早々、藤岡市をこうしたら、素晴らしい市につくり上げていく
のではないかという意味合いをもって、議会に向かっての第一声であったと私は信じてい
ます。ですから、ここに来て住民投票で市民の意見を聞くのではない、この発言に対して
私は非常に残念ですよ。市長は、そこまで考えが変わってしまったのかと非常に残念でな
りません。

答弁の中で、いろいろな場面でお話を聞くのが云々ということなのですが、いろ
いろな場面というのは、先ほど企画部長が言ったように出前講座で14回ですか、五百何
人、これしか正式には上がっていないのですよ。あと、いろいろな場面というのは、市長、
どこでどういうふうに言っているのか、ちょっと具体的に言ってくれませんか。

あと、数ではないというのはどういうことなのですか。物事は数なのではないですか。
今は民主主義の時代ですよ。数を否定したらデモクラシーというのはなくなってしまうで
はないですか。極端な言い方かもしれないですけども、多数の意見が正しいということが
民主主義なのですよ。

明日、委員会がありますので、細かい内容は、私たちは資料を持っていませんので、意
見の内容については明日じっくりさせてもらいますけれども、今の意見、いろいろな場面
というのを具体的におっしゃってください。数ではないという見解を市長が持っているの
だから、しょうがないと思います。これは、また、あすゆっくり聞きますので、いろい
ろな場面ということだけ少し具体的にお願いします。

議 長（佐藤 淳君） 市長。

市 長（新井利明君） 私は、住民投票条例の制定に対することについては、先ほども述べさせて
いただきました。そして、市民の数のことにつきましても、今ご指摘でございますが、本
当に大勢の市民の皆さんと議論してきたというふうに思っております。そして、いろい
ろな場面ということでございますが、まさしくいろいろな場面というのはいろいろな場面
ありまして、例えば私がいろいろな会合で出ていった、その場で個々にいろいろな話をす
る、こういったものも含めていろいろな場面というふうに申し上げたつもりでございます。

以上です。

議長（佐藤 淳君） 他に質疑はありませんか。

茂木光雄君。

- 9 番（茂木光雄君） 議案第72号について、市民の声というのが、今、非常に問題になった中で、この住民投票条例というのが出てきていますけれども、私は考えるのですけれども、執行部側の方としましては、いろいろな形で、今、市長答弁にもあったように、機会を見て市民の声を聞いてきたということで、私も各商工団体をはじめとして住民団体並びに婦人団体等、こういった中で、いつから何回これまでにそういう経過を重ねてきたかという具体的な説明が、まだ一つもされていないわけですよ。そうすると、聞いている方にしては内容が全然わからない中で、きちっとした回数・人数、そこでの回答の状況というものをしっかりと把握した中で、今回の鬼石町との合併を市長におかれましては進めてきたというふうに私も解釈しておりますので、その辺をまず説明していただきたいと思います。お願いいたします。

議長（佐藤 淳君） 企画部長。

（企画部長 茂木政美君登壇）

企画部長（茂木政美君） それでは、説明会の関係につきましてお答えをさせていただきます。

まず、多野藤岡地域任意合併協議会設置前の説明会では、平成15年10月15日から10月28日まで14回開催いたしました。参加人員は延べ642人でした。このほか出前講座も開催いたしました。藤岡市・鬼石町合併協議会設置前の説明会については、各種団体説明会を6月27日から30日まで4回開催しました。参加人数は336人でございます。地区別説明会につきましては、7月5日の小野地区を皮切りに、7月14日まで8回開催いたしまして、参加人員は216人ございました。出前講座につきましては、先ほどお話をさせていただきましたとおり、14回開催いたしまして503人のご出席をいただいている、そういった状況でございます。

以上です。

議長（佐藤 淳君） 茂木光雄君。

- 9 番（茂木光雄君） こうした各種説明会の中で、市民に対しての周知徹底、また意見の聴取を今までずっと図ってきているわけですね。そうした中で、今回こういった住民投票条例ということがありますがけれども、この各種商工団体をはじめとした、いろいろな住民団体の理解度は非常に深まっている。その都度、任意合併協議会においても合併の是非について約20回にも及ぶ討議を進めてきた中で、なぜこのような形の中で住民の声が全く聞かえていないというような表現で、こういう文章が出てくるのか。この辺について、執行部の認識の違い、十分いろいろな形の中で藤岡市民、各種団体の声をしっかりと聞いてきて

いるのだという先ほどの答弁がございませう。

そうした中で、全く住民の声を聞いていないのだという表現で、このような住民投票条例五千幾つ、しかしながら、5,000人以上のいろいろな状況というのは、もう既に執行部の方も聞いております。また、議員においてもいろいろな機会を持ち、自分の説明会でも住民の声を聞いております。こういった中で、今回の住民投票条例というものが、市民の声を無視しているという表現になっていきますけれども、この辺について、その無視という言葉がどうして出てくるのか、執行部としての見解が理解できないのです。条例に賛成できかねるという表現をしていますけれども、このような形で市民の何千人という声をしっかりと把握した中で合併を進めてきた中で、なぜ無視しているというのか、この見解の相違というものを執行部はどう考えているのか答弁願います。

議長（佐藤 淳君） 企画部長。

企画部長（茂木政美君） お答えをさせていただきます。

説明会等につきまして、私どもも各地区の説明会、出前講座等、また各種団体等へ出向きまして説明をさせていただいておるわけでございます。そういった中で、議員からもご指摘をいただいておりますように参加人員が少ないのではないかと、そういったことが一つ言われているのかなと思っています。私の方もなるべく多くの方に合併の説明会に参加していただくよう努力しているわけでございます。そういったことで、市の広報等で何回もお知らせをして、解説をさせていただいております。その中で、私どもが説明会に行って、いろいろお話をさせていただきます。そういったお話をさせていただきますと、大方の方が、今の市が進めている合併につきまして理解できました、そういったお答えをいただいております。私の方もできるだけこういった説明会を開いて、広報等の記事を見ていただくよりも、また具体的に一つ一つのことを解説して、説明していくごとに、より多くの理解ができる。そういったことで、参加人員のことでいろいろ言われておりますけれども、これからもできる限り説明をして理解をいただく、そんな考え方でおります。解釈の違いにつきましては、参加人員等の問題、そういったことと思っております。

議長（佐藤 淳君） 茂木光雄君。

- 9 番（茂木光雄君） 質問の仕方があれだったのですが、参加人員が少なかったからではなくて、私の言いたいのは、執行部の方においても、しっかりとした中で、この合併の議論というものを過去1年、それ以上前から各市民の皆さんに周知徹底しながら説明会を開いて、合併の是非等についていろいろな意見を聞いてきているのだ。それに関して市民サイドで関心がなかっただけですよ。なぜそういったものが、先ほど説明がありました合併特例期限内の合併、いろいろな法定の手続をとるのに、残り2カ月もありませんよ。ここへ来て、なぜこういった条例が出てきたのか、これについてよく執行部側が理解していない。いわ

ゆる自分たちの説明の方法並びに周知、PRが足りなかったのではないかというふうに考える次第でございます。

しかしながら、今、この期に及んで、この条例を審議するに当たっても非常に問題点が多い。こういった中で、残り2カ月に満たない中で、こういった条例を実施することが本当に可能なかどうか、最後にこの可能なかどうかをお尋ねして質問といたします。

議長（佐藤 淳君） 暫時休憩いたします。

午前11時4分休憩

午前11時5分再開

議長（佐藤 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（佐藤 淳君） 総務部長。

（総務部長 金井秀樹君登壇）

総務部長（金井秀樹君） お答えいたします。

この条例の第4条に、条例の施行日から30日以内の日曜日で選管が定めた日に実施するということでありますので、物理的には可能だというふうに理解しております。

議長（佐藤 淳君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第72号については、議員全員の構成する藤岡市住民投票条例の制定についての特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） ご異議なしと認めます。よって、議案第72号については、議員全員の構成する藤岡市住民投票条例の制定についての特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました藤岡市住民投票条例の制定についての特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により議員全員を指名いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） ご異議なしと認めます。よって、議員全員を藤岡市住民投票条例の制定についての特別委員会委員に選任することに決しました。

ただいま議題となっております議案第72号につきましては、地方自治法第74条第4項の規定により、条例制定請求代表者に意見を述べる機会を与えなければならないことになっております。

お諮りいたします。地方自治法施行令第98条の2第1項の規定により、条例制定請求代表者に通知するとともに、告示及び公表し、10月20日午前10時、本会議場で開催いたします本会議において、陳述時間を30分以内として意見を述べる機会を与えることにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） ご異議なしと認めます。よって、議案第72号については、条例制定請求代表者に10月20日午前10時、本会議場で開催いたします本会議において、陳述時間を30分以内として意見を述べる機会を与えることに決しました。

散 会

議長（佐藤 淳君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。

午前11時8分散会

平成16年第6回藤岡市議会臨時会会議録（第2号）

平成16年10月20日（水曜日）

議事日程 第2号

平成16年10月20日（水曜日）午前10時開議

第1 議案第72号に係る条例制定請求代表者の意見陳述について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（23名）

| | | | |
|-----|----------|-----|----------|
| 1番 | 安田 肇 君 | 2番 | 橋本 新一 君 |
| 3番 | 串田 武 君 | 4番 | 湯井 廣志 君 |
| 5番 | 斉藤 千枝子 君 | 6番 | 三好 徹明 君 |
| 7番 | 反町 清 君 | 8番 | 佐藤 淳 君 |
| 9番 | 茂木 光雄 君 | 10番 | 松本 啓太郎 君 |
| 11番 | 片山 喜博 君 | 12番 | 冬木 一俊 君 |
| 14番 | 神田 省明 君 | 15番 | 木村 喜徳 君 |
| 16番 | 針谷 賢一 君 | 17番 | 青柳 正敏 君 |
| 18番 | 坂本 忠幸 君 | 19番 | 塩原 吉三 君 |
| 20番 | 清水 保三 君 | 21番 | 隅田川 徳一 君 |
| 22番 | 大戸 敏子 君 | 23番 | 吉田 達哉 君 |
| 24番 | 久保 信夫 君 | | |

欠席議員 なし

説明のため出席した者

| | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| 市長 | 新井 利明 君 | 助 役 | 関口 敏 君 |
| 収入 役 | 堀越 清 君 | 教 育 長 | 岡田 要 君 |
| 企画 部長 | 茂木 政美 君 | 総 務 部 長 | 金井 秀樹 君 |
| 市民環境部長 | 有我 亘弘 君 | 健康福祉部長 | 吉澤 冬充 君 |
| 経 済 部 長 | 荻野 廣男 君 | 都市建設部長 | 須川 良一 君 |
| 上下水道部長 | 三木 篤 君 | 教 育 部 長 | 水越 清 君 |
| 監 査 委 員 | | | |
| | 齋藤 稔一 君 | | |
| 事 務 局 長 | | | |

条例制定請求代表者

白岩 政明 君

議会事務局職員出席者

| | | | |
|---------|-------|---------|------|
| 事 務 局 長 | 高橋 寛 | 参事兼議事課長 | 田島 均 |
| 課長補佐兼 | | | |
| | 山形 常雄 | | |
| 議 事 係 長 | | | |

午前10時2分開議

議長（佐藤 淳君） 出席議員定足数に達しましたので、議会は成立いたします。

これより本日の会議を開きます。

報告いたします。茂木光雄君から、平成16年10月20日付で、一身上の都合のため本日の会議に遅刻する旨の届出が議長宛に提出されておりますので、ご報告いたします。

第1 議案第72号に係る条例制定請求代表者の意見陳述について

議長（佐藤 淳君） 日程第1、議案第72号に係る条例制定請求代表者の意見陳述についてを議題といたします。

これより地方自治法第74条第4項及び同法施行令第98条の2第1項の規定により、10月19日の本会議で決定し、通知をいたしました条例制定請求代表者の白岩政明さんから意見を述べていただきます。

それでは、議場にお入りいただき、登壇の上、意見陳述をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時4分休憩

午前10時5分再開

議長（佐藤 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（佐藤 淳君） 条例制定請求代表者の白岩政明さんの登壇を願います。

（条例制定請求代表者 白岩政明氏登壇）

条例制定請求代表者（白岩政明氏） ただいま議長からご指名をいただきました、藤岡市住民投票条例制定請求代表者の白岩でございます。本日は、意見陳述の機会を与えていただきました市議会に対し心から感謝申し上げます。

今、全国で3,000を超える市町村があり、それを1,000市町村にしようという平成の大合併が、国政府により進められております。そのことにより行政コストの削減に努め、合理的な行政を目指そうとされているのであります。主として経済の沈滞に悩む政府が、合併により効率的規模拡大の利益を市町村にもたらし、国の財政を再建せんとするものと考えられます。

さて、市町村合併はだれのためかという問いに対する答えは、今さら説明するまでもなく、市民のための合併ということにほかなりません。市民による、市民のための合併こそが今回の平成の合併の理念であり、最大の目的であります。市民のための合併であるがゆえに、その議論は市民にかかれたものとして、市民参加のもとに進めていく必要があります。

す。長期的な市民の利益を優先しながら合併を実現していくためには、市民と行政側が一体となった取り組みが必要であることは言うまでもありません。21世紀の将来に禍根を残さないためにも、市民が納得のいく合併が必要不可欠ではないでしょうか。合併に一番必要なことは、市民により選択された合併であります。

藤岡市では、去る7月21日に鬼石町との法定合併協議会を設置し、協議が始まっております。しかし、市の将来を大きく左右する合併という大問題にもかかわらず、市民の意思の確認は全くと言っていいほど不十分なまま、市民不在の合併が進められております。大きな不安を感じざるを得ません。市長は、多野郡3町、新町・鬼石町・吉井町との合併が最善であるということから、2年近く合併協議が進められてきました。このことは、多野郡町村との広域行政事務が現在行われていることから、多くの市民が納得していたのであります。しかしながら、5月23日に新町と吉井町で住民投票が実施され、両町とも高崎市との合併を選択しました。1市3町の合併の枠組みは崩れたのであります。その後、「鬼石町長からの強い合併の申し入れがあり、合併を決意しました。」との市長の発言が新聞で報道され、現在、鬼石町との合併が進められているのであります。これまで当市は高崎市から合併の申し入れがありましたが、市長は、市民にはもちろん議会全体にも諮らず、高崎市との合併を断ったということです。新町・吉井町両町が高崎市との合併を選択したように、多くの市民がそれを望んでいるのが現状なのであります。

このような状況下では、市民有権者全員を対象に住民投票で合併の是非、合併の枠組みを決定するのが最善であると思うのであります。市長は、市民からこのような提言をし、鬼石町との合併を強引に進めております。そして、2,000人に対し、形だけのアンケート調査を実施しましたが、その回収率は40%ちょっとであり、「合併に賛成」も500人足らず。アンケートに漏れた4万8,000人、96%の市民の意見は無視されているのであります。市民の声を、皆さんの意見を市政に反映しますと公約した市長が、なぜに市民の声・意見を聞かないのでしょうか。開かれた民主政治から遠くかけ離れているとしか言いようがないのであります。

藤岡市では、平成14年の市長選挙、そして平成15年の市議会議員選挙の際、市町村の合併について市民と公約した人はいないと考えております。合併についての市民の声は、この選挙では反映されていないのです。我々市民のための合併を考える会では、「合併をするか、しないか。合併する場合の相手は高崎市か鬼石町か。」を枠組みとした条例を制定し、住民投票を実現させましょうとの趣旨で署名活動を実施し、5,615人の温かい激励の賛同の署名をいただきました。合併という市民の将来を決める、大きな問題については、市民の声を聞くことは極めて大切なことで、欠かすことのできないものと考えます。これからを背負う若者・子供たちに、合併していて本当によかったと語り継がれるような合併

をしたいと願うものであります。

このようなことから、地方自治法の定めるところにより、藤岡市住民投票条例の制定を請求するものであります。議員の皆さんのご賛同を期待いたしまして、私の意見陳述いたします。ご静聴ありがとうございました。

議長（佐藤 淳君） 白岩政明さんにおかれましては、ご意見を述べていただきましてありがとうございました。それでは、白岩政明さんにはご退場をお願いいたします。

（白岩政明氏退場）

議長（佐藤 淳君） 以上で条例制定請求代表者による意見陳述を終了いたします。

散 会

議長（佐藤 淳君） 本日はこれにて散会いたします。

午前10時8分散会

平成16年第6回藤岡市議会臨時会会議録（第3号）

平成16年10月21日（木曜日）

議事日程 第3号

平成16年10月21日（木曜日）午前10時開議

第1 議案第72号 藤岡市住民投票条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（23名）

| | | | |
|-----|----------|-----|----------|
| 1番 | 安田 肇 君 | 2番 | 橋本 新一 君 |
| 3番 | 串田 武 君 | 4番 | 湯井 廣志 君 |
| 5番 | 斉藤 千枝子 君 | 6番 | 三好 徹明 君 |
| 7番 | 反町 清 君 | 8番 | 佐藤 淳 君 |
| 9番 | 茂木 光雄 君 | 10番 | 松本 啓太郎 君 |
| 11番 | 片山 喜博 君 | 12番 | 冬木 一俊 君 |
| 14番 | 神田 省明 君 | 15番 | 木村 喜徳 君 |
| 16番 | 針谷 賢一 君 | 17番 | 青柳 正敏 君 |
| 18番 | 坂本 忠幸 君 | 19番 | 塩原 吉三 君 |
| 20番 | 清水 保三 君 | 21番 | 隅田川 徳一 君 |
| 22番 | 大戸 敏子 君 | 23番 | 吉田 達哉 君 |
| 24番 | 久保 信夫 君 | | |

欠席議員 なし

説明のため出席した者

| | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| 市長 | 新井 利明 君 | 助 役 | 関口 敏 君 |
| 収入 役 | 堀越 清 君 | 教 育 長 | 岡田 要 君 |
| 企 画 部 長 | 茂木 政美 君 | 総 務 部 長 | 金井 秀樹 君 |
| 市民環境部長 | 有我 亘弘 君 | 健康福祉部長 | 吉澤 冬充 君 |
| 経 済 部 長 | 荻野 廣男 君 | 都市建設部長 | 須川 良一 君 |
| 上下水道部長 | 三木 篤 君 | 教 育 部 長 | 水越 清 君 |
| 監 査 委 員 | | | |
| | 齋藤 稔一 君 | | |
| 事 務 局 長 | | | |

議会事務局職員出席者

| | | | |
|---------|-------|---------|------|
| 事 務 局 長 | 高橋 寛 | 参事兼議事課長 | 田島 均 |
| 課長補佐兼 | | | |
| | 山形 常雄 | | |
| 議 事 係 長 | | | |

午前10時10分開議

議長（佐藤 淳君） 出席議員定足数に達しました。

これより本日の会議を開きます。

第1 議案第72号 藤岡市住民投票条例の制定について

議長（佐藤 淳君） 日程第1、議案第72号藤岡市住民投票条例の制定についてを議題といたします。

藤岡市住民投票条例の制定についての特別委員会委員長の報告を求めます。

委員長針谷賢一君の登壇を願います。

（藤岡市住民投票条例の制定についての特別委員会

委員長 針谷賢一君登壇）

藤岡市住民投票条例の制定についての特別委員会委員長（針谷賢一君） ご指名を受けましたので、

去る10月19日の本会議において、藤岡市住民投票条例の制定についての特別委員会に付託されました、議案第72号藤岡市住民投票条例の制定についてに対する審査の結果について報告申し上げます。

藤岡市住民投票条例の制定についての特別委員会は、10月19日の本会議において助役から提案理由の説明の後、議員全員の構成をもって設置され、同日、本会議終了後、委員会を開催して正副委員長の互選を行い、互選の結果、不肖私が委員長に、副委員長に茂木光雄君が指名されたのであります。また、白岩政明氏を10月20日に開催される委員会に参考人として出席を求めることを決定いたしました。議案審査につきましては、10月20日に市長・助役・収入役・教育長・担当部課長、並びに参考人として白岩政明氏に出席を求め、委員会を開催し、慎重審査したのであります。本委員会は議員全員の構成をもって設置されておりますので、審査結果のみを報告申し上げますので、ご了承願います。議案第72号藤岡市住民投票条例の制定について、慎重審査の結果、賛成少数をもって否決すべきものと決定いたしました。

以上で藤岡市住民投票条例の制定についての特別委員会に付託されました、議案第72号藤岡市住民投票条例の制定について、議案の審査結果の報告を終わります。

議長（佐藤 淳君） 藤岡市住民投票条例の制定についての特別委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。議案第72号につきましては議員全員による審査を行いましたので、委員長報告に対する質疑を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） ご異議なしと認めます。よって、委員長報告に対する質疑を省略いたしま

す。

これより討論に入ります。討論は原案に対して行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

冬木一俊君の登壇を願います。

(1 2 番 冬木一俊君登壇)

- 1 2 番 (冬木一俊君) 議長より登壇のお許しをいただきましたので、議案第 7 2 号藤岡市住民投票条例の制定について、条例の制定に賛成の討論をいたします。

この条例は、市民の意向を合併に反映させようとするものであり、なおかつ民主主義の根幹にかかわるものであります。これに反対する議員はいないことを確信しておりますが、念のため条例制定賛成、委員長報告に対し反対の討論を行います。

また、私は、本日の藤岡市住民投票条例の制定の重要議案については、5,000人以上の賛同者の意見を重く受け止める一人として、市長の意見、議員の賛否については、今後市民の前に報告していくことを明確にしておきます。藤岡市においては、昨年より新町・吉井町・鬼石町のいわゆる1市3町の合併を目指してきましたが、本年5月23日の新町・吉井町の住民投票では、両町の住民はともに高崎市との合併を選択しました。藤岡市には今までに鬼石町と高崎市からの合併協議の申し入れが来ておりますが、市長は議会の一部の意見を聞いたのみで高崎市との合併協議を断り、鬼石町との合併を進めております。市民の多くが鬼石町との合併に疑問を持っておりますし、多くの市民の意見は無視されたままです。こうした状況下では、住民投票によって市民の意見を聞いた上で、合併の是非や合併の枠組みを決めるべきであります。

しかし、市長は鬼石町との合併を誘導的に進めるために、2,200人を対象とした形のみアンケートを実施しました。そのアンケートにおいても回収率40%であり、内容についても鬼石町との合併で「やむを得ない」を入れたとしても賛成63%であり、回収率から計算すると市民の4分の1しか賛成していません。合併は少なくとも市民の過半数の賛成を得るべきであります。藤岡市の将来にかかわる重要な政治課題であります。合併問題の解決は有権者全員の住民投票により民意を反映し、正々堂々と進めるべきであると私は強く考える一人であります。市民の声を聞くと公約した新井市長は、市民の直接請求による、こうした条例の制定にさえも反対の意見であります。市民の意見に耳を傾けるということは、このようなことでしょうか。私には全く理解できません。まことに不可解であります。

本条例の請求者である市民のための合併を考える会は、間接民主主義の欠陥を直接請求で補完すべく、地方自治法第74条第1項の規定による藤岡市住民投票条例制定の請求を実施するに当たり、5,000人以上の賛同を得ております。私は、会の皆様のご苦勞に

対し、心より敬意を表する一人であります。このような趣旨を尊重し、本議案が全議員の賛成で可決されるよう訴えて、藤岡市住民投票条例制定についての賛成討論といたします。ご静聴ありがとうございました。

議長（佐藤 淳君） 次に、吉田達哉君の登壇を願います。

（ 2 3 番 吉田達哉君登壇 ）

2 3 番（吉田達哉君） 議長より登壇の許可がありましたので、議案第 7 2 号藤岡市住民投票条例の制定について、反対の討論を行います。

我々市議会は、平成 1 3 年 6 月に藤岡新都市合併創造委員会を設置し、5 回の委員会をはじめ意見交換会やシンポジウム等の講演会の参加などを含め十数回の協議を重ね、その後、合併問題調査特別委員会を設置いたしました。この特別委員会においても 4 0 回を超える協議や意見交換を重ねてまいりました。本年 5 月、藤岡市が進めてきた 1 市 3 町の枠組みが崩れ、特別委員会を開催し、今後の合併について協議を行いました。この協議の中で、議員から、市長及び執行部の考え方を示していただきたい旨の発言がありました。市長は、「吉井町・新町が合併の枠組みから外れた現状では、鬼石町との合併が最善であると考え、1 市 1 町での合併協議を進める決意をしました。」と委員会及び議会に対し提案を行いました。これを受けて、特別委員会においても都合 4 回の会議を持ち、さまざまな議論を重ねてきたわけであります。その結果、7 月 2 1 日の臨時議会で、鬼石町との合併協議会設置を我々議員は賛成多数で可決したものであります。この議決をした意味を我々議員は再確認すべきだと私は思います。この議決に至るまで、執行部は、なぜ藤岡市が鬼石町との合併を目指すのかということをも市民に理解していただくために、各種団体説明会や地域住民の皆さんを対象に合併に関する説明会を行ってきたことは、私たちも十分に承知をしているところであります。つまるところ、市民にも説明し、議会でも協議をし、市長としては、民主的な形での合意形成をしてきたことと私は確信するものであります。

こうした中、この住民投票条例制定の請求がなされました。もちろん議会制民主主義を補完する制度としては、住民投票という方法があることは私としても十分承知をしております。しかしながら、この条例の第 1 条に「住民の意思で決定」とあります。現行の法制下では、合併の判断は関係市町村の議会の議決によることが地方自治法に規定されております。したがって、この条例は議決権を奪うことになりかねません。合併協議会での協議結果を踏まえ、首長の提案により議会の議決をもって合併を決定するという手続が、法に定められた手続であることを我々議員は再度確認すべきであると私は思います。このほか幾つかの矛盾があり、条例として適切な内容ではないと考えられます。本年 9 月 2 0 日の上毛新聞や 1 0 月 1 日の朝日新聞によりますと、この半年で合併協議会が 8 1 件破談になり、そのうち住民投票が契機となっているものが 3 2 件あります。住民投票結果と議会の

意思が一致せず、行き先不透明になるケースもあり、もろ刃の剣であることを認識すべきだといった記事が掲載されました。市民の負託を受けた我々議員が、前段で述べたような協議を重ね、出した結論を遵守し、自己の責任で英断すべきだと私は思います。

以上、反対討論といたします。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

議長（佐藤 淳君） 次に、松本啓太郎君の登壇を願います。

（ 10 番 松本啓太郎君登壇 ）

10 番（松本啓太郎君） 議長より登壇の許可をいただきましたので、議案第72号藤岡市住民投票条例の制定について、賛成討論を行います。

我が国では、大規模な市町村合併が進められた時期が、これまでに2回ありました。明治21年から22年にかけての明治の大合併と、昭和29年から30年にかけての昭和の大合併であります。明治の大合併は、近代的な地方自治を行う上で必要な規模と能力を持つ町村をつくるため、明治22年の市制施行を前に300戸から500戸を標準として行われたものです。これにより明治21年末には7万1,341あった町村が、明治22年末には5分の1の1万5,820に集約されました。また、昭和の大合併は明治の大合併から66年余り経過しています。第2次世界大戦後に制定された新憲法のもとで、市町村の強化と地方自治の確立を図るために、おおむね人口8,000人を標準として行われたものです。これにより昭和28年10月に9,868あった市町村が、昭和30年6月には3分の1の3,472に集約されました。今回、平成の大合併では、国は約3,200ある市町村を約1,000にしたいと、行政改革・構造改革を旗印に平成の大合併を進め、合理的な行政を目指しています。そのため、全国の各市町村では合併の議論をしているところであります。

また、我が国は少子・高齢化時代の到来により、2007年ごろより日本の人口は減少することと予想され、過疎地域の問題としてとらえてきた人口減少は、都市部も含め日本全体の問題となってきています。これを行政の観点から評価するならば、税金を負担する人が減り、逆に税金を使う人が増えるということになります。平成の大合併の意義、その目的は何でありましょうか。一言で言うならば市町村の合理化、行政のスリム化だと思います。その一つの方法が市町村合併であります。また、将来のことを考えれば市町村合併は避けて通れないことだと思います。

そこで、自分たちの住むまちがどこと一緒になったら一番よいか。これは市民が選び、市民の民意が反映されるべきと強く思います。私は、鬼石町との合併に反対をしているではありません。住民投票を実施して、住民が鬼石町との合併を望んでいるならば、それでよいと思っています。今、藤岡市がやろうとしている合併のやり方は、市民の民意を聞いていないやり方であり、これには反対であります。先日、住民投票条例制定の署名運動

が行われ、有権者の9分の1の人たちが住民投票を実施してくれと言っているのですから、この住民の意思を問うべきだと思います。

これまで藤岡市は多野藤岡広域市町村圏内での合併を目指してきました。上野村は自立でいくと早くから宣言していましたので、今後も村単独でやっていく。神流町は平成15年4月に合併したばかりなので現在のままやっていくと言っています。そこで、藤岡市は新町・吉井町・鬼石町での合併、いわゆる1市3町の合併を目指したのであります。私も1市3町の合併に賛成しました。それは長年のつき合いの広域圏内で10万都市になることが一番よいと思ったからです。しかし、藤岡市は、新町が任意合併協議会に参加しないという中で、藤岡市・吉井町・鬼石町の1市2町による任意合併協議会を設置して協議を重ねてきましたが、本年5月23日の新町・吉井町の住民投票の結果、新町・吉井町は高崎市への合併を望む住民が多数を占めたため、新町・吉井町は藤岡市との任意合併協議会を脱退することになりました。藤岡市が目指してきた1市3町での合併は、ここで不可能になったのであります。市長は、1市3町の合併ができない場合は市民の声を問うと言っていました。1カ月以上も経ってからアンケート用紙が、全住民でなく2,200人に郵送されました。藤岡市は、有権者約5万1,000人のうち2,200人のアンケートのみであります。そして、回答率は40.5%、891人でありました。これでは民意が反映されないと私は思います。

藤岡市と鬼石町の合併について市長の決意したという理由、「鬼石町長より改めて1市1町での合併協議を進めたいと申し入れがあり、私も決意をしました。」こんな安易な考えで藤岡市の将来を決めてよいものでしょうか。このような進め方には納得できません。新町・吉井町は住民投票をしているのに、なぜ藤岡市は住民投票をしないのか。新町・吉井町が多野藤岡市町村圏内の合併でなく、高崎市へ合併したいと住民が望んでいるわけで、多野藤岡市町村圏が小さくなることが予想される中で、これからの藤岡市の進むべき道について全市民の意向を問うべきであった。それが1カ月も遅れて2,200人にアンケート用紙を送付した。ここで市長は重大な見当違いをした、また遅れをとったと私は思います。

榛名町は本年7月11日に実施された参議院選挙と同日に住民投票を実施しました。新聞報道によると18歳から、また永住外国人にも投票を認めたとあります。藤岡市と榛名町では、民意を問うというやり方に天と地ほどの開きを感じます。このような手法、やり方は必ず市民から反発の声が上がるだろうと思っていました。私の予想したとおり、住民の声を聞いてくださいという住民投票条例の制定を求める署名活動が始まった。そして、1カ月後に5,617人の署名が集まったと新聞報道がありました。藤岡市が実施したアンケートが2,200人、その回答者が891人、住民投票条例の制定を求める署名をさ

れた方が、有権者の9分の1の5,617人、この署名者の数の重みを市長はじめ執行部、議員の皆さんはどのように受け止めますか。私は、市民あつての藤岡市、市民あつての地方自治だと思います。

また、藤岡市及び近隣市町村との社会資本整備には大きな事業があります。まず、藤岡市と新町の事業では、一番大きなことは高崎線新町駅付近連続立体化事業であるかと思えます。新町は、このために基金を積み立てています。また、高崎市とは、柳瀬橋のかけかえ、4車線化があり、寺尾 - 藤岡線があります。この寺尾 - 藤岡線が藤岡市に入り、北部環状線になるわけであり、このような諸事業を考えると、高崎市からの任意合併協議会参加依頼を藤岡市長が昨年12月に断っていますから、この諸事業が遅れぎみになるのではないかと心配するものです。このことが、結果的に藤岡地域の発展に大きな遅れを生じさせるのではないかと思います。

また、一部事務組合の一つの公立藤岡総合病院を例にとってみますと、公立藤岡総合病院は平成14年度より入院病棟と外来センターに分割されました。収支状況を見ると、平成元年から9年度までは年約4,700万円ぐらいの赤字でありました。しかし、病院を分けてからの赤字は、ここでは幾らと申し上げませんが、億の単位となっています。公立藤岡総合病院と市町村合併は、一見、関係がないように見えますが、私は、合併の枠組みによっては大いに関係があると思えます。病院は本来1カ所であるべきです。多野藤岡市町村圏が小さくなるような状況の中で、1カ所にするだけの財政力があるのでしょうか。患者も医師も行った来りでは大変不便で、経費が多くなるだけであります。合併の枠組みによっては、公立藤岡総合病院を今後どうするか、大いに関係すると考えられます。

市町村合併は、明治・昭和の大合併を経て、ここで平成の大合併を迎えたわけであり、これから10年先、20年先、30年先の、子や孫の時代のことを考え、今ここで、この大きな時代の中で、合併をするのか、合併をしないのか、どうするかということは、主権者である市民の民意を問うことが大切だと私は思います。私たち議員の任期は4年です。鬼石町との合併の提案者である市長と議会議員だけでこの地域の将来のことを決めてよいのでしょうか。市長も議員も、選挙では合併について市民に具体的に説明してきたのでしょうか。していないと思います。合併特例債ではありますが、あくまで借金であります。安易に使って、市町村がものづくりに走ったなら、借金の山をますます大きく膨らませることになると私は思います。何のために合併をするのか。だれのために合併をするのか。このまちをどういうまちにするのか。市民の皆さんが、今、何を考え、何を望んでいるかを的確につかみ、民意を反映させなくてはならないと私は思います。住民投票条例の制定を求める5,617人、有権者の9分の1の声を無視することはできません。ぜひ住民投票を実施して、市民の声を問うべきです。

以上で、住民投票条例の制定について、私の賛成討論とさせていただきます。議員各位の良識と藤岡市民の民意を反映するため、常識のある判断をよろしくお願ひし、私の賛成討論といたします。

議長（佐藤 淳君） 次に、湯井廣志君の登壇を願ひます。

（ 4 番 湯井廣志君登壇 ）

4 番（湯井廣志君） 議長より登壇のお許しをいただきましたので、ただいま議題となっております議案第72号藤岡市住民投票条例の制定、原案の反対について討論を行います。

まず、昨日の考える会白岩代表におかれましては、お忙しい中、参考人として出席していただき、誠意を持って明快に答弁していただき、敬意と感謝を申し上げます。約5,600名にも及ぶ住民投票条例の制定請求、大変重く真摯に受け止めております。私も6月の一般質問では、「合併は住民自身の判断と責任において決めるものである。全世帯を調査してください。また、合併の選択肢から鬼石町をなくし、高崎市と合併すべきである。」と質問をいたしました。その気持ちは今でも変わっておりません。しかし、住民投票をするからには、住民の意思が正確に伝えられる条例にしなければならない、議員としての責務があります。民意を正確に反映できる条例にするために意見を述べさせていただきます。

ただいま議題となっております議案第72号藤岡市住民投票条例、第1条の目的でございますが、これは目的規定であるからには、当然、条例全体の目的をあらわしていなければなりません。後に続く各条項の解釈の指針となるものであります。その第1条の目的では、「藤岡市の合併の是非、合併する場合にあっては、その市町村を住民の意思で決定するために住民投票を実施する。」と記載されております。住民の意思で決定すると記載されるなら、第7条では、住民の意思が尊重できなくてはなりません。第7条を見る限り、2回投票し、1回目の投票で合併の賛否、2回目の投票で高崎市・鬼石町を選択し投票する。1回目の投票で合併に反対した者、自立を選択する者は、無理やり合併相手の選択をさせられる。また、投票により合併反対が多数を占めても、このままの条例では、6,900人の鬼石町を選ぶなら24万人の高崎市を選択する可能性が非常に高い。投票を終え、開票したら、合併反対が多数を占めたが、高崎市を選んだ市民が多いからとの理由で合併反対多数をねじ曲げられる要素も強い。このようなことで住民の正確な意思反映ができるとは到底考えられません。意図的に高崎市へ誘導しているものと言っても過言ではありません。

私も高崎市と一緒にすべきだと唱えてまいりました。市議会議員でなければ、こんなによい条例はないと私は考えます。しかし、議員に選ばれた以上は、藤岡市民の意思が明確に公平に伝えられる条例にすべきであると考えております。この条例案では、第1条の目的規定「合併は住民の意思で決定する。」に対し矛盾しております。

次に、第3条の住民投票の執行であります。住民投票は藤岡市長が執行すると記載され、長の執行権が明確に示されております。当然、長が住民投票を執行するからには、他に任せられない基本的事項、一番の土台がございます。その基本的事項に反し、第4条の住民投票の期日に関し、投票日の告示を選管が行う。藤岡市長が執行すると記載されながら、公選法に基づき事務を忠実に実行するだけの選管に基本的事項まで委任できないでしょう。

次に、第4条、結果の告示であります。結果が確定したときの通知は、住民投票の執行者、藤岡市長に通知すれば済むことです。なぜ市議会議長まで通知を出すのか。第16条の委任に関しては、住民投票に必要な事項は選管が定めると記載されております。本来、長がやるべき執行権を一委員会の選管が、議会の審議もしないで勝手に条例改正まで行ってしまふ。到底納得しがたい内容となっております。

最後の附則に関しても、平成16年11月1日から平成17年3月31日までの間、5カ月もある。議員の選挙で約2,000万円の費用がかかりますが、これと同じ投票費用を何回もかけて住民投票ができる。このことにより莫大な費用が想定されます。藤岡市は、歳入が減少する中、市民サービスを低下させずに、行政・議会が痛みに耐え、一生懸命行財政改革を行い、支出の削減を行ってまいりました。なぜ5カ月間も必要なのか。なぜたくさんの費用をかけさせるのか。1回の住民投票をすれば住民の意思が確認できるでしょう。1回限りで十分でしょう。

これより、この住民投票条例には、条例内容にたくさんの疑義があります。このような内容の議案では、とても議会が審議するに値しない案であると私は考えます。昨日の特別委員会に参考人として出席した白岩代表の答弁の中で、合併の期限にはとらわれないと答弁されました。期限にとらわれなければ、提出した条例案の内容を再考し、再度提出されることを私は望みます。また、考える会請求の要旨の中に、当市の議会制民主主義には欠陥があると記載されております。我々議員は、今年の6月22日、第19回合併問題調査特別委員会で、2,200人のアンケート調査では民意が反映できないとの結論に達し、賛成多数をもって全市全戸をアンケート調査すること、またアンケート内容の修正を要望いたしました。今回、考える会が求めている住民投票と同様の趣旨の調査を市長・執行部に要望しております。これでも当市議会は欠陥議会なのでしょうか。

以上の点で、私の原案に対する反対討論といたします。議員各位におかれましても、ご理解の上、ご賛同をお願い申し上げます。

議長（佐藤 淳君） 以上で通告による討論は終わりました。

他に討論はありませんか。

清水保三君。

(2 0 番 清水保三君登壇)

2 0 番 (清水保三君) 私は、議案第 7 2 号藤岡市住民投票条例の制定について、賛成の討論を行います。

まず、民主主義の確立という立場から賛成の討論を行います。ある有名な政治家は、「広く会議を興し、万機公論に決すべし」と言っております。私もその立場をずっと堅持しているつもりでございます。そういう立場から考えてみますと、この住民投票条例は何としても必要だというふうに私は考えています。非常に簡単ですけども、これをもって賛成の討論といたします。

議長 (佐藤 淳君) 他に討論はありませんか。

木村喜徳君。

(1 5 番 木村喜徳君登壇)

1 5 番 (木村喜徳君) 議長より登壇の許可を得ましたので、議案第 7 2 号藤岡市住民投票条例の制定について、原案に対して賛成の討論を行います。

市民から選挙により負託を受けた市長・議員の最大の責務は、市民の声を幅広く聞き、市民にかわり市政に反映させることだと思います。新井市長は、就任最初の議会での発言で、「何よりも藤岡市の将来は市民の声を聞くことがすべてと考えている。」このように発言しています。市民の声がすべてと、市民・議会に向かって堂々と政治姿勢を表明したにもかかわらず、合併問題調査特別委員会が全戸アンケートを実施するのがよい旨の決議をし、新井市長に対し委員会の意思決定として全戸アンケート実施を求めたが、委員会の決議を無視し、全戸アンケートを実施せず、また今回に至っては、市民が市民の声を合併に反映させる最後の手段としての直接請求運動で、市民から 5 , 6 1 5 人の署名をいただき、5 , 6 1 5 人の署名の重さをもって住民投票条例の請求をしたにもかかわらず、住民投票を行う必要はないとの理由で「賛成することはできません」の言葉をもって反対していません。新井市長の豹変ぶりには驚き、信じられません。私は、新井市長が合併を市の最重要課題と認識しているにもかかわらず、市の将来を左右する合併問題に多数の市民の声をなぜ反映させないのか、理解できない。多数の市民の声を聞き、それを基本に諸事を判断し市政をとり行うのが市長であり、市政に意見し監視するのが議員であります。多数の市民の声を合併に反映させるのに最良の方法と考えられる住民投票の実現を目指す、この条例制定請求に議員として最大なる賛意を示すものであります。

市民が、新井市政に対し直接請求という手法で民意を反映させようと行動を起こしたことは、新井市長と市民の間に考え方の相違が生まれ、新井市長と市民を隔てる大きな壁ができたことを意味するものと思われま。この壁は今後の新井市政に大きな障害となっていくものと思います。多数の民意を反映させる気持ちのない新井市長にかわり、市政に民

意を反映させなければならないのは、市民からの負託を双肩に背負っている議員の務めだ
と思います。市民5,615人の署名の重さを十分認識し、合併に多数の市民の声を反映
できる住民投票条例の制定に向け、議員各位の賛同をお願い申し上げまして、賛成討論と
いたします。

議 長（佐藤 淳君） 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤 淳君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第72号藤岡市住民投票条例の制定について、本案に対
する委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。議案第72号は原
案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（佐藤 淳君） 起立少数であります。よって、議案第72号は否決されました。

字 句 の 整 理 の 件

議 長（佐藤 淳君） お諮りいたします。本会議で議決されました議案については、会議規則第
42条の規定に基づき、その条項・字句・数字等の整理を要するものにつきましては、そ
の整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（佐藤 淳君） ご異議なしと認めます。よって、条項・字句・数字等の整理は議長に委任
することに決しました。

市 長 あ い さ つ

議 長（佐藤 淳君） この際、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長の登壇を願います。

（市長 新井利明君登壇）

市 長（新井利明君） 平成16年第6回藤岡市議会臨時会の閉会に当たり、一言御礼のごあいさ
つを申し上げます。

本議会は、10月19日から本日まで3日間にわたり開催され、議員各位におかれまし
ては大変ご多忙のところ、藤岡市住民投票条例の制定についての議案につきまして慎重審
議いただき、心より御礼申し上げます。

昨日の夕方から深夜にかけ、大型の台風23号が本州を縦断し、各地で大きな被害をも
たらしました。幸いにも本市におきましては市民生活に支障を来す被害は発生しておりま
せん。災害は忘れたころに起きると申します。今後も市民の生命・財産を守る防災行政の

充実に努めていく所存でございます。

本議会中に議員より賜りました貴重なご意見につきましては、今後の市政運営に生かしていきたいと思っております。議員各位の一層のご指導とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、議員各位には健康に十分ご留意され、ますますご活躍くださいますようご祈念申し上げまして、閉会のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

閉 会

議長（佐藤 淳君） 以上をもちまして本会議に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これにて平成16年第6回藤岡市議会臨時会を閉会いたします。

午前11時閉会